

【評価委員会の概要について】

1 根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）

2 評価委員会設置の根拠・趣旨（法第11条）

地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会は、法第11条の規定に基づき設置を義務付けられている筑西市の附属機関（地方自治法第138条の4第3項に規定する機関）である。

評価委員会は、市長が行う法人の中期目標作成や中期計画の認可に際し意見を提示し、また、法人の業務実績を評価するなど地方独立行政法人制度において、重要な役割を担うものである。

なお、評価委員会の組織などの事項については、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例で規定している。

【参考：地方独立行政法人法第11条 抜粋】

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

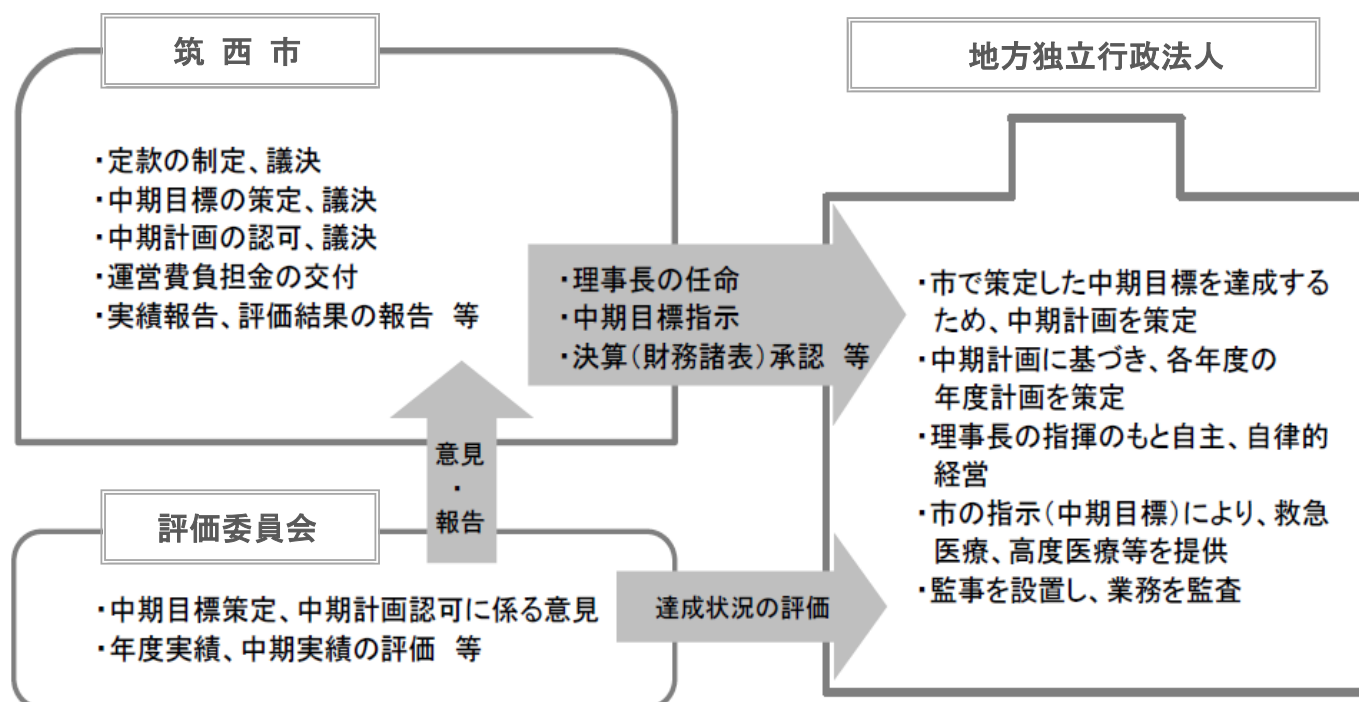
2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

(2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

市と地方独立行政法人の関係図



3 評価委員会の組織

委員会は、非常勤の委員5人以内で組織し、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 評価委員会の役割（主な所掌事務）

1. 市長が認可・承認等をする際の事前の意見聴取に対する意見の提示・申出

	業務内容	時 期	根拠条項
①	業務方法書の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	作成：設立時 変更：必要時	第22条第3項
②	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	作成：設立時 変更：必要時	第25条第3項
③	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	作成：設立時 変更：必要時	第26条第3項
④	中期目標期間の終了時に市長が組織・業務の全般にわたる検討を行う際の意見	中期目標期間 終了後	第31条第2項
⑤	市長による財務諸表の承認の際の意見	毎年	第34条第3項
⑥	法人が一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見	必要時	第40条第5項
⑦	法人が限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見	必要時	第41条第4項
⑧	法人が短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	必要時	第41条第4項
⑨	法人が重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	必要時	第44条第2項
⑩	法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出	作成：設立時 変更：必要時	第56条第1項において 準用する第49条第2項

2. 法人の業務実績に関する評価

	業務内容	時 期	根拠条項
①	各事業年度における業務の実績についての評価	毎年	第28条第1項
②	各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告(勧告は必要時)	毎年	第28条第3項
③	各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告内容について、市長への報告及び公表	毎年	第28条第4項
④	中期目標期間における業務の実績についての評価	中期目標期間 終了後	第30条第1項
⑤	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告(勧告は必要時)	中期目標期間 終了後	第30条第3項において 準用する第28条第3項
⑥	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告内容について、市長への報告及び公表	中期目標期間 終了後	第30条第3項において 準用する第28条第4項